

「治療と仕事の両立支援」は、
令和8年4月1日から
努力義務になりました！

別添18

事業場における 治療と仕事の両立支援の取り組みには さんぽセンターをご利用ください

産業保健総合支援センター(さんぽセンター)は、厚生労働省所管の独立行政法人労働者健康安全機構が各都道府県に設置、運営しています。事業場の「治療と仕事の両立支援」の取り組みに対して、各種支援サービスを**無料**で提供しています。

治療と仕事の両立支援の取り組みについて…

努力義務化にはどのように対応すればいい？

中小企業でも導入できる制度は？

個別の両立支援の進め方が分からない



さんぽセンターの活用が有効です

さんぽセンターでは、治療と仕事の両立支援の**専門スタッフ**(社労士、心理職、保健師等)を配置し、各種支援を**無料**で提供しています。



- 相談への対応
- 事業場への訪問による制度導入支援
- 事業主と労働者の間の**個別の両立支援の調整**および両立支援プランの作成支援
- **研修やセミナー**の開催

申込先

ぐんまさんぽセンター 電話:027-233-0026



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

群馬労働局 健康安全課